

大学病院改革ガイドライン Q&A

(令和6年4月15日現在)

※更新箇所は赤字記載

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
<1. 改革プランの様式について>			
1-1	その他	どのような様式で作成するのかについては、今後、作成の手引き（作成例）のようなもので示されるのでしょうか？	改革プランを（１）～（４）の各改革に整理することと、（１）①自院の役割・機能の再確認を記載することは必須ですが、様式や作成の手引き（作成例）を提示すると、改革プランが各大学病院の実情に応じたものではなく画一的になるおそれがあるため、これらを示す予定はございません。
<2. 改革プランに盛り込む内容について>			
2-1	その他	改革プランにはどこまで具体的な内容を書き込めばよいのでしょうか？	改革プランには、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までに取り組む内容を、（１）～（４）の各改革に整理して具体的に記載してください。 なお、（１）①自院の役割・機能の再確認は必須です。
2-2	4、5	「大学本部と一体となった改革の推進」とありますが、（２）教育・研究改革、（４）財務・経営改革はどの程度まで含むのでしょうか？（臨床系ばかりでなく、基礎系も含むのでしょうか？共同研究や知的財産の獲得・活用については、大学全体のことでしょうか？）	改革プランに基づく改革の実効性を担保するために関係部署との連携を強化していただきたいという趣旨であり、連携対象となる部署や共有する内容は、各大学病院の実情により異なると考えています。 改革プランの検討内容に沿って、改革の実効性を担保するためにはどういった連携が必要なのかについて御検討ください。

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
2-3	その他	<p>改革プランにも盛り込んだ令和6年度以降の補助金等に係る事業を申請し、採択された場合であって、審査の結果、査定率がC評価となった場合等に、当該事業を辞退することは可能でしょうか？</p>	<p>C評価というのはR5補正予算による「高度医療人材養成事業」での総合評価をイメージしていると思われますが、現在公募中の「高度医療人材養成拠点形成事業」での審査や査定の方法については、現時点では未定です。</p> <p>なお、交付内定の辞退については、「令和5年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領」により、以下のとおりの取扱いとなっております。</p> <p>○交付内定後、以下のような事情により、交付の内定を辞退することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付内定の内容により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合 ・ 事業推進代表者又は事業推進責任者の異動その他の状況の変化により、事業の適切な遂行が不可能であると判断した場合
2-4	その他	<p>プラン策定にあたっては、（１）～（４）毎に作成すればそれぞれの内容は自由に記載することでよろしいでしょうか？</p>	<p>（１）～（４）の各改革に整理することと、（１）①自院の役割・機能の再確認を記載することは必須です。また、予算事業で改革プランへの反映が申請要件となっているものについても記載することが必須です。</p> <p>それ以外の検討項目に関しては、改革プランへ反映するかを各大学病院にて検討・判断してください。</p>
2-5	その他	<p>自由記載ということですが、箇条書きのような記載方法でもよろしいのでしょうか？</p>	<p>記載方法は各大学病院の裁量にお任せしますので、箇条書きで分かりやすくなるのであれば差し支えありません。</p>
2-6	17	<p>「⑤改革プランの対象期間中の各年度の収支計画」について、収支のベースは、財務諸表上の損益計算書ベースとするか、各大学病院毎のルールで作成している所謂キャッシュベースの収支とすべきか？</p>	<p>改革プランをウェブサイトで公表することを踏まえれば、国立大学病院については、財務諸表による損益計算書ベースが適切と考えます。</p>

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
2-7	その他	説明会では、様式は定めず、また、(1) 運営改革の①自院の役割・機能の再確認以外の項目については必須ではないとのご説明でしたが、ボリューム感（例えばA4〇枚程度など）や、必須以外の項目においてどの程度網羅すれば良いかなどご教示いただけますと幸いです。	改革プランに何をどの程度の分量で記載するかは、各大学病院の裁量にお任せします。なお、改革プランを地域社会のステークホルダーに理解いただく観点から、明瞭かつ具体的な記載に御留意いただけますと幸いです。
< 3. 関係機関との調整について >			
3-1	4、5	<p>「所在する都道府県等自治体や連携・協力関係にある医療機関や医師会等の関係者との意見交換」や、「必要に応じて学識経験者や専門家等との知見も広く活用」することとありますが、</p> <p>①「都道府県等」とは、どのレベルまで調整が必要なのでしょうか？（議会・委員会など、担当部署）</p> <p>②「学識経験者や専門家等の知見」とは、委員会等の会議体設置まで必要なのでしょうか？（既存の会議体でもよいのか？）</p> <p>③他機関等との調整は、改革プラン策定までの短期間で行うのか、それとも改革プランの改定時に適宜反映させることでもよいのでしょうか？</p>	<p>①改革プランが、都道府県が策定した第8次医療計画や地域医療構想等と整合性がとれているものにするため、都道府県において当該計画等を担当する部署と調整することが適当と考えます。</p> <p>その他、各大学病院が必要と考える部署に対しても調整することが望ましいと考えます。</p> <p>②学内の関係者のみではなく、専門家の意見を受けることが可能であれば、既存の会議体や個人へのヒアリングでも差し支えありません。</p> <p>③他機関等との調整が必要な内容については、6月末までに当該調整が完了して書き込めるものを改革プランに反映し、調整が未完了のものは、その方向性を改革プランに書き込む等をした上で、改革プラン策定後に随時改定していくという形でも差し支えありません。</p>

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
3-2	4	<p>「4.改革プランの策定プロセス」で、行政・医師会等との意見交換を行うこと、とあるが、文科省からどの程度事前周知を行っていたのでしょうか？（大学病院でそれぞれに対し最初から趣旨説明を行わないといけないのでしょうか？）</p>	<p>文部科学省から、関係機関を通じ、自治体や医師会に対して改革プランについて周知します。なお、地域医療介護総合確保基金については改革プランの策定の有無が影響するメニューがあるため、厚生労働省から自治体の当該基金担当部局へ周知される予定です。</p> <p>文部科学省から、全国知事会及び日本医師会に対して、大学病院改革ガイドライン等について説明を行い、各団体を通じて、自治体（都道府県）の地域医療担当部局には令和6年4月10日付け、都道府県医師会の担当部局には令和6年4月11日付けで周知されております。</p> <p>なお、自治体（都道府県）の地域医療介護総合確保基金担当部局には、令和6年3月27日付けで厚生労働省から周知されております。</p>
3-3	9、10	<p>（2）「教育・研究改革」①「臨床実習に係る臨床実習協力機関との役割分担と連携の強化」に関して、臨床実習協力機関の多くは、医学生の教育を本来の業務としていないようにも思います。臨床実習協力機関での実習の充実を計るにあたって、臨床実習協力機関の医師の教育負担も増えることが考えられますが、同機関への支援の仕組みなどはあるのでしょうか？</p>	<p>補助事業を実施する大学病院以外での経費の使用については、「令和5年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領」により、以下のとおりの取扱いとなっております。</p> <p>○補助事業を実施する大学等以外での経費の使用（物品等の使用） 補助事業を実施する大学等の敷地（又はその周辺）以外の場所で必要な事業を行う場合は、それが補助事業の目的の達成のために必要であること、購入した物品等について適切な管理が行えること、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し補助事業の目的に従って効率的に運用できることを旨を、「学外経費使用理由書」に記述し交付申請時等に提出してください。</p> <p>なお、現時点では、臨床実習協力機関へ直接的に支援する事業は想定していません。</p>

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
< 4. 改革プランの策定期間や公表について >			
4-1	4	策定期間について、「令和6年6月末を目途とする」とあるが、ここでいう目途とは「6月末までに」という理解でよいのでしょうか？	「可能な限り令和6年6月末まで」という理解で差し支えありません。
4-2	5	策定後、病院のウェブサイトにて公表するとあるが、こちらの時期はいつまでに行う必要があるのでしょうか？	公表時期については特に記載していませんが、策定後速やかにウェブサイトにて公表してください。
4-3	5	ウェブサイトに公表する改革プランは、概要版や図表等でわかりやすくすることは必要なのでしょうか？	作成した概要版や図表で分かりやすく示せるのであれば、関係機関との認識を広く共有するにあたって、それらを使うほうがより望ましいと考えます。
4-4	5	改革プランに記載した全てを公表しなければならないのでしょうか？	個人情報や自大学又は自院の運営等に関わる機微な情報等であると合理的に判断される記載箇所については、非公表とすることも差し支えありません。
4-5	その他	策定した改革プランを文部科学省へ提出する必要があるのでしょうか？（ウェブサイトへの公表だけでよいのでしょうか？）	改革プランを策定した場合は、参考資料等も含めて、医学教育課大学病院支援室へ提出していただく予定であるため、別途、依頼します。なお、文部科学省ウェブサイト上に、各大学病院が公表した改革プランへのリンクを集めたページを作成予定のため、各大学病院における改革プランの公表URLも御連絡いただくことを予定しています。
4-6	その他	改革プランを策定後、他大学病院が公表したプランを参考にブラッシュアップした場合、その都度文部科学省に再提出すればよろしいのでしょうか？	改革プランを改定した場合の提出時期については、別途、提出に関する依頼を行う際に併せて連絡します。
4-7	その他	各大学病院の改革プランを一覧にして、文部科学省から配信する予定はあるのでしょうか？	各大学病院の改革プランが掲載されているURLを文部科学省HPにてまとめる予定としています。

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
＜5. 改革プランの進捗確認について＞			
5-1	5	<p>文部科学省は4年目と期間終了後に本改革プランの進捗状況の確認を行うとしていますが、高い目標となる計画を掲げ、結果的に達成が困難であったとしても、本ガイドラインの趣旨から考えると、ペナルティ等を受けるものではないという理解でよいのでしょうか？</p> <p>(むしろ、中間取りまとめのP8にあるとおり、国はその内容に応じた支援を行うという理解でよいのでしょうか？)</p>	<p>改革プランに掲げた目標が、結果的に達成できなかった場合に、ペナルティ等を課すことはありません。(なお、予算事業における評価は別途実施されるので留意してください。例えば、令和6年度「高度医療人材養成拠点形成事業」は、令和8年度に中間評価、令和12年度に事後評価を実施する予定であり、採択された計画・取組は改革プランに反映いただく事を求めていますので、当該事業の評価結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されたり、評価年度の翌年度以降の公募事業の申請資格や選定審査に影響したりすることがあります。)</p>
＜00. その他＞			
00-1	その他	後日、説明会の動画をオンデマンド配信していただくことは可能でしょうか？	オンデマンド配信することを前向きに検討しますので、後日このことについて周知させていただきます。
00-2	その他	「高度医療人材養成拠点形成事業」は、6年後は自己負担となっており、病院経営が厳しいなか、応募することに躊躇しています。6年後以降も改革プランの実行状況に応じて、継続して支援いただける計画はあるのでしょうか？	現時点では、「高度医療人材養成拠点形成事業」の事業期間は6年間で予定していますので、事業期間終了後は自己財源でやっていただきたいと考えています。
00-3	その他	<p>大学病院、特に国立大学病院は教育研究及び診療関連、働き方改革関連など、各種活動に対してプランを経て、毎年、進捗状況の確認や評価を行っているところであるとともに、現在、令和6年6月の診療報酬改定に向けて検討・分析を進めており、医師や事務職員においては多忙な状況となっています。</p> <p>このため、今回のプラン設定とその後の確認に関して更なる負担にならないよう業務量について配慮していただきたい。</p>	極力負担のないように努めていきたいと考えています。ただ、各大学病院の状況によっては、一定の負担増になることについては認識しておりますが、御協力をお願いいたします。

No.	ガイドライン本文のページ	質問	回答
00-4	その他	大学病院改革ガイドラインは、文部科学省高等教育局医学教育課内だけの考えではなく、有識者の意見を踏まえ作成したものなのでしょうか？	「今後の医学教育の在り方に関する検討会」でのこれまでの議論をご覧いただければお分かりかと思いますが、当該検討会における議論を踏まえ、文部科学省が作成したものです。
00-5	その他	説明会における資料及び質疑内容も後日共有いただけませんか？	本日の説明会資料は令和6年3月21日に共有させていただきました。また、説明会での質疑応答はQ&Aに追加して共有します。